

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令・新旧対照表 目次

○ 特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号） 1

○ 特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
2 第三条（略） 2 法第七条の三の規定により一般職の職員の例によることとされる期末手当の支給について政令で定める職員の区分及びこの区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の表に定めるとおりとする。		2 第三条（同上） 2 法第七条の三の規定により一般職の職員の例によることとされる期末手当の支給について政令で定める職員の区分及びこの区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の表に定めるとおりとする。	
3 （略）	職員 の 区 分	職員 の 区 分	割 合
	法附則第二項の規定による俸給月額又は法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を受ける秘書官	法附則第三項の規定による俸給月額又は法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を受ける秘書官	百分の二十
	法別表第三に掲げる三号俸から十一号俸までの俸給月額を受ける秘書官	法別表第三に掲げる三号俸から十一号俸までの俸給月額を受ける秘書官	百分の十五
	法別表第三に掲げる二号俸の俸給月額を受ける秘書官	法別表第三に掲げる二号俸の俸給月額を受ける秘書官	百分の十
3 （同上）	法別表第三に掲げる一号俸の俸給月額を受ける秘書官	法別表第三に掲げる一号俸の俸給月額を受ける秘書官	百分の五